

I 令和7年度東部教育事務所管内社会教育の方針と重点

◎ 基本方針 -----

「第2期宮城県教育振興基本計画」を受け、「管内生涯学習基本方針」に基づき、各市町・関係機関の理解と協力を得て、生涯学習基盤の整備と生涯学習の観点に立った事業の展開を推進する。

◎ 重点事項 -----

1 生涯学習推進基盤の確立

- (1) 市町の実態に即した生涯学習推進体制の整備及び支援
 - 宮城県生涯学習審議会及び生涯学習推進に関わることについて情報提供に努める。
 - 東部教育事務所管内の視聴覚センター等との連携を図り、高度情報化社会に対応した情報教育と視聴覚教育推進の支援に努める。
- (2) 生涯学習プラットフォームの構築
 - 関係機関や関係諸団体（地域、NPO、企業等）との連携を図る。
 - 「人・もの・こと」の情報の集積・発信とゆるやかなネットワークを結ぶ。
 - 管内市町公民館等への訪問指導や生涯学習関連施設への視察訪問を行う。
- (3) 学習機会の充実・生涯学習支援者等の育成と活用
 - 多様化する県民の学習活動を支援するため、広域的で専門的な学習機会を提供する。
 - みやぎ県民大学開放講座の開設支援と広報活動等を通して生涯学習の重要性を啓発し、その学習成果の社会還元を図るよう支援に努める。
 - 地域の生涯学習・社会教育関係者や各種団体等への支援や育成を図り、その積極的な活用を奨励する。
- (4) 障害の有無にかかわらず学ぶことができる生涯学習の推進
 - 障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するため、管内の障害者に対応した生涯学習について、情報収集と情報提供を行う。
 - 管内で障害者の生涯学習に関わっている機関・団体等とのネットワーク形成を図る。

2 社会教育の推進

- (1) 社会教育推進体制の充実
 - 協働教育関係研修会及び各種会議を開催し、家庭・地域・学校、関係機関や各種団体とのネットワークの構築を図ると共に県生涯学習課・教育事務所連絡会議に基づく市町への情報提供及び支援を行う。
- (2) 社会教育関係職員研修の充実
 - 社会教育関係職員としての資質向上が図れる研修会及び社会教育を支える指導者養成の研修会についての情報提供を積極的に行う。
- (3) 社会教育指導者の育成
 - 各市町へ東北大学社会教育主事講習や国社研[B]についての情報提供を積極的に行い、社会教育主事・社会教育士の育成を支援する。
- (4) 社会教育関係団体活動促進事業の実施
 - 管内の社会教育関係団体の活動状況の把握に努め、必要に応じ助言する。

3 家庭・地域・学校による協働教育の推進

- (1) 協働教育推進総合事業の推進
 - 家庭・地域・学校の連携・協働の推進を図る研修会を開催し、人材育成に努める。
 - 協働教育の普及・啓発及び推進に功績のあった個人・団体について情報把握に努める。
 - 教育応援団（教育活動を支援したい団体・個人・企業）の発掘及び学校や社会教育施設等と教育応援団とのマッチング会議（交流、相談等）を開催する。
 - 各市町の放課後子供教室を訪問指導し、事業の推進と充実を図る。
 - 地域学校協働本部の組織化とコーディネーター機能の充実に向けて支援する。
- (2) 部活動地域移行の推進（文化部）
 - 各市町における文化芸術活動の環境整備及び文化部活動の地域移行に向けた環境整備への支援を行う。

4 家庭教育支援の充実

- (1) 家庭教育支援体制の充実
 - 家庭教育に係る団体や人材、学習機会等について情報収集及び情報提供することで、地域全体で家庭の教育力を支える環境の整備を図っていく。
- (2) 家庭教育支援者等の養成と活動促進
 - 子育てサポーター養成講座等を開催するとともに子育てに関する情報を提供する。
 - 家庭教育支援チームの設立と運営・資質向上への支援を行う。

5 青少年活動支援の充実

- (1) 青少年の体験活動の充実
 - 松島自然の家等の公所や社会教育施設で開催される体験活動について情報発信に努める。
- (2) 青少年活動団体指導者の育成
 - 各市町と連携したジュニア・リーダーの計画的な養成と資質の向上に努める。また、子ども会活動や地域貢献活動等へのジュニア・リーダーの積極的な活用を奨励する。
 - 青少年の健全育成を図るための指導者・支援者の資質向上と充実に努める。
- (3) 青年の地域活動支援
 - 青年地域活動促進事業（地方青年文化祭等の事業）を通して、青年と関係機関・各種団体との連携を図り、青年の地域づくりへの参画・促進を支援する。
 - 成人対象事業の普及と充実を通して、地域社会等の要請に応える指導者の養成と資質向上に努める。
 - 生きがいや健康づくりをねらいとする学習事業を奨励し、主体的な学習活動の展開を支援する。
 - 趣味・特技を生かし、地域指導者として社会活動やボランティア活動に積極的に参加できるように支援と情報提供に努める。

6 みやぎの文化育成支援

- (1) 青少年の文化芸術活動の充実
 - 様々な芸術文化の鑑賞機会を通して、芸術鑑賞能力の向上と豊かな情操の涵養に努める。
 - 宮城県巡回小劇場・青少年劇場小公演・文化芸術による子供育成総合事業等の情報提供を行い、開催を支援する。
 - 各文化団体との連携を図り、地域住民が参加する創造性豊かな文化活動を支援する。
- (2) 文化芸術活動を担う人材・団体の育成
 - 管内の文化芸術関係団体の活動状況の把握に努め、資質向上につながる研修会等の情報提供を行う。
 - 文化遺産の歴史的魅力の啓発に努め、保護体制の充実を支援する。

7 子どもの読書活動の推進

- (1) 市町村子ども読書活動の支援
 - 市町や諸団体等への研修会開催情報の提供と活動支援をする。
 - 「第五次みやぎ子ども読書活動推進計画」に基づき、市町の「子ども読書活動推進計画」策定を支援する。

8 社会教育関係施設の機能充実

- (1) 社会教育施設の利用促進と機能充実への支援
 - 管内の各社会教育関係施設等の活動内容や特色ある取組等の情報を収集し、社会教育施設等と学校や家庭との連携が図れるよう情報発信に努める。

◎ 留意点

- (1) 市町教育委員会や各種社会教育団体と積極的に情報交換を行うことで連携の強化を図り、管内の生涯学習・社会教育を効果的に推進する。
- (2) 小・中学校等に対しては、地域や家庭との協働による教育活動を推進するために、情報提供や助言を行い、市町の支援組織に積極的に協力する。
- (3) 管内の社会教育諸団体の事業に進んで協力と支援を行い、団体の育成と連携を深める。